

京都市職員共済組合規程第3号

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月15日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「法令」の次に「(条例を含む。以下同じ。)」を加える。

第14条の2第1項中「第147条」を「第150条」に、「第143条」を「第146条」に、「第159条」を「第162条」に、「第160条」を「第163条」に、「第161条」を「第164条」に改める。

第7章の章名を削る。

第30条の次に次の章名を付する。

第7章 苦情処理

第36条中「第114条」を「第116条」に改める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、改正後の京都市職員共済組合個人情報保護に関する規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)